

令和4年1月6日

「福島市汚水処理施設整備等長期計画」 ～パブリック・コメント実施～

施策等に関する下記計画について素案が取りまとまりましたので、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1 パブリック・コメント対象案件

No.	計画・プラン名	担当課
1	福島市汚水処理施設整備等長期計画 ～効率的な汚水処理施設整備に向けて～	下水道建設課

※各計画の内容、特徴等については別紙のとおり

2 意見の提出期間

令和4年1月6日（木）から令和4年2月7日（月）

3 素案の閲覧方法

①市ホームページ

②閲覧場所：下水道建設課、広聴広報課、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4 意見の提出方法

①市ホームページから専用フォームで

②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

5 意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所又は事業所を有する方

③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方

④本市に存する学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6 その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課
課長 清野 主任 佐藤
電話 024-563-7488（直通）

福島市汚水処理施設整備等長期計画 ～効率的な汚水処理施設整備に向けて～

都市政策部 下水道室

下水道建設課

目指す姿	適切な汚水処理が行われることで、衛生的な生活環境のもとでの暮らしが実現すると共に、公共用水域の良好な水質が保たれています
計画の期間	令和3年度 ～ 令和22年度（20年間）
 check!! ポイント	<p>【計画期間における汚水処理施設の整備方針】</p> <p>① 公共下水道について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の事業認可区域内での整備を基本とし、それ以外の区域については、公共下水道以外の汚水処理施設の設置等を促進します。 ・ 整備においては、市民のニーズや既存の合併処理浄化槽整備状況等を踏まえ、整備効果の高い区域について優先的に整備するとともに、効率的な事業執行に努めます。 ・ 公共下水道への接続推進を図りながら、適正な維持管理の推進や効率的な施設の改築・更新を行います。 <p>② 農業集落排水について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面はもっとも効果的な管理・運営に努め、公共下水道へ統合を行うのか引き続き単独での管理運営を行うのか、早期に検討を行います。 <p>③ 浄化槽及び汲み取り便槽について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業認可区域以外は既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽について、合併処理浄化槽への更なる転換を促進します。 ・ 事業認可区域外の市街化区域において、新たに「(仮称) 合併処理浄化槽整備重点地区」を設け、当該地区における補助制度の拡充を検討し、年間の整備基数を更に約100基増やすことを目指すとともに、適正な維持管理を促します。 <p>④ 民間開発に伴う集合処理施設（コミュニティプラント）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者と水質等必要な情報を共有し、法令にのっとり将来にわたり安定した水質管理の確保につながるよう、連携しながら適切に対応してまいります。
意見提出期間	令和4年1月6日（木） ～ 令和4年2月7日（月）
備考	

担当：下水道建設課 計画係
 課長 佐々木 課長補佐兼係長 齋藤
 電話 024-525-3769（直通）